

第 22 号議案

令和元年度 豊後大野市一般会計補正予算（第 4 号）

令和元年度豊後大野市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,346,833 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,477,634 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 25 日提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		3,082,696	174,075	3,256,771
	2 固定資産税	1,441,887	171,700	1,613,587
	3 軽自動車税	144,156	2,375	146,531
9 地方特例交付金		103,607	△33,635	69,972
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	87,824	△33,635	54,189
10 地方交付税		10,288,923	8,474	10,297,397
	1 地方交付税	10,288,923	8,474	10,297,397
12 分担金及び負担金		399,338	△11,677	387,661
	1 分担金	77,381	△3,219	74,162
	2 負担金	321,957	△8,458	313,499
14 国庫支出金		3,375,412	△108,535	3,266,877
	1 国庫負担金	2,566,804	△96,369	2,470,435
	2 国庫補助金	802,473	△12,166	790,307
15 県支出金		3,154,464	△107,942	3,046,522
	1 県負担金	1,050,249	3,730	1,053,979
	2 県補助金	1,981,089	△111,672	1,869,417
16 財産収入		106,510	329	106,839
	1 財産運用収入	60,874	329	61,203
17 寄附金		130,151	20,300	150,451
	1 寄附金	130,151	20,300	150,451
18 繰入金		2,438,288	△948,287	1,490,001
	2 基金繰入金	2,136,306	△948,287	1,188,019
19 繰越金		300,000	213,240	513,240
	1 繰越金	300,000	213,240	513,240
20 諸収入		207,265	100,125	307,390
	5 雑収入	167,420	100,125	267,545
21 市債		4,596,573	△653,300	3,943,273
	1 市債	4,596,573	△653,300	3,943,273
歳入合計		29,824,467	△1,346,833	28,477,634

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		6,154,768	△903,756	5,251,012
	1 総 務 管 理 費	5,644,055	△908,716	4,735,339
	3 戸籍住民基本台帳費	117,789	4,960	122,749
3 民 生 費		8,331,303	△150,359	8,180,944
	1 社 会 福 祉 費	2,393,146	57,334	2,450,480
	2 老 人 福 祉 費	2,319,569	△11,076	2,308,493
	3 児 童 福 祉 費	2,448,859	△141,916	2,306,943
	4 生 活 保 護 費	1,166,729	△54,701	1,112,028
4 衛 生 費		3,137,482	△8,509	3,128,973
	1 保 健 衛 生 費	990,336	△8,568	981,768
	2 清 掃 費	2,147,146	59	2,147,205
6 農 林 水 産 業 費		2,724,545	△88,567	2,635,978
	1 農 業 費	1,755,059	△71,056	1,684,003
	2 畜 産 業 費	84,140	△10,850	73,290
	3 農 地 費	640,093	6,099	646,192
	4 林 業 費	245,253	△12,760	232,493
7 商 工 費		626,765	△3,432	623,333
	1 商 工 費	626,765	△3,432	623,333
8 土 木 費		2,147,633	△22,856	2,124,777
	2 道 路 橋 梁 費	1,205,337	△10,971	1,194,366
	5 住 宅 費	568,183	△11,885	556,298
10 教 育 費		2,142,162	△55,100	2,087,062
	5 社 会 教 育 費	790,835	△55,100	735,735
11 災 害 復 旧 費		356,422	△100,800	255,622
	1 農林施設災害復旧費	168,940	△73,800	95,140
	2 公共施設災害復旧費	187,482	△27,000	160,482
12 公 債 費		2,883,103	△13,454	2,869,649
	1 公 債 費	2,883,103	△13,454	2,869,649
歳 出 合 計		29,824,467	△1,346,833	28,477,634

## 第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
4 衛 生 費	2 清 掃 費	一般廃棄物処理施設整備事業	9,350
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	活力あふれる園芸産地整備事業	490,737
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費	農業体質強化基盤整備促進事業	21,539
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費	地籍調査事業	13,718
6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	林道維持管理事業	7,331
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	単独維持補修事業	90,000
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	道路ストック点検補修事業	71,060
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	市道改良事業	277,438
8 土 木 費	3 河 川 費	市営急傾斜地崩壊対策事業	16,117
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	都市再生整備事業	88,890
8 土 木 費	5 住 宅 費	市営住宅整備事業	43,900
10 教 育 費	5 社 会 教 育 費	国宝重要文化財等保存整備費事業（文化的景観）	2,432
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 施 設 災 害 復 旧 費	農業用施設災害復旧事業	73,180
11 災 害 復 旧 費	2 公 共 施 設 災 害 復 旧 費	道路橋梁災害復旧事業（補助災害）	44,800
11 災 害 復 旧 費	2 公 共 施 設 災 害 復 旧 費	道路橋梁災害復旧事業（単独災害）	40,000
11 災 害 復 旧 費	2 公 共 施 設 災 害 復 旧 費	河川災害復旧事業（補助災害）	8,000

### 第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
大分クラウドサービス活用業務	令和 2 年度	91,500
情報ネットワーク機器・保守管理業務	令和 2 年度	11,800
神楽会館管理運営委託料	令和 2 年度	8,300
児 童 福 祉 事 業	令和 2 年度	75,000
育 児 等 保 健 指 導 事 業	令和 2 年度	50
産 後 ケ ア 事 業	令和 2 年度	500
公立教育・保育施設管理運営事業	令和 2 年度	17,800
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業	令和 2 年度	75,000
防 災 無 線 保 守 点 検 業 務	令和 2 年度	9,400
公 民 館 警 備 委 託 業 務	令和 2 年度	14,500

(変更)

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
在 宅 高 齢 者 福 祉 事 業	令和 2 年度	5,000	令和 2 年度	7,500
支 所 ・ 公 民 館 整 備 事 業 (朝地・大野・千歳・犬飼)	令和 2 年度	1,050,371	令和 2 年度	1,843,020

## 第 4 表 地 方 債 補 正

( 追 加 )

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営急傾斜地崩壊対策事業	43,400	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

( 変 更 )

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
支所・公民館整備事業	1,838,100	証書借入	5.0%以内	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	1,192,300	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
大分にこここ保育支援事業	11,900				15,200			
集落愛護事業	17,100				15,500			
県営中山間地域総合整備事業負担金	34,800				36,900			
県営経営体育成基盤整備事業負担金	8,600				6,900			
県道改良事業負担金	38,600				42,800			
図書館・資料館整備事業	354,500				320,400			
現年発生公共土木施設災害復旧事業	23,200				7,900			
過年発生公共土木施設災害復旧事業	8,900				14,600			

( 廃 止 )

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年発生林道災害復旧事業	13,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。